

子ども・子育て支援新制度における施設の利用定員について

子ども・子育て支援法第31条では、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の「確認」に当たっては、利用定員を市町村が定めるものとしていますが、この利用定員を定めようとするときは子ども・子育て会議の意見を聴くものとされています。

この度、意見を聴く特定教育・保育施設の「確認」にかかる利用定員を定める施設は次のとおりですが、この内容は現時点での予定であり、今後の神奈川県との協議等により変更する場合があります。

各施設の利用定員についてですが、平成28年度から新制度の幼稚園に移行する幼稚園1園と認定こども園に移行する幼稚園3園につきましては、1号認定部分の利用定員は実際の入所児童数にあわせた定員を予定しております。

また、公立の金田保育園の廃園に伴い新設される保育所1園については、認可定員を利用定員とする予定です。

1 利用定員を定める施設

No.	施設名	現行			過去3年間の実績(人)			H28年度以降					
		新制度	施設種別	認可定員(人)	H25年度	H26年度	H27年度	施設種別	利用定員(人)				
									1号	2号	3号(0歳)	3号(1.2歳)	計
1	育英幼稚園		幼稚園(私学助成)	160	34	32	36	幼稚園(施設型給付)	35				35
2	大野幼稚園		幼稚園(施設型給付)	70	0	2	9	認定こども園(幼保連携型)	25	13	0	7	45
3	さなだ幼稚園		幼稚園(施設型給付)	280	54	66	62	認定こども園(幼稚園型)	80	20	0	0	100
4	平塚めぐみ幼稚園		幼稚園(私学助成)	160	98	96	90	認定こども園(幼稚園型)	90	15	0	0	105
5	サンキッズ金田ほいくえん	新設						保育所		80	9	41	130
								参考：現行の金田保育園（公立）の利用定員は110人（H27年度末で廃園予定）					

2 その他(報告)

(1)増改築により定員を増加する予定の保育所1園

ア いずみ保育園：利用定員140人 増改築による利用定員の変更

【内訳：1号認定0人、2号認定86人、3号認定54人(0歳児10人、1-2歳児44人)】

現在の利用定員120人(2号認定70人、3号認定50人(0歳児15人、1-2歳児35人))

参 考

【子ども・子育て支援法】

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

【子ども・子育て支援法施行規則】

(特定教育・保育施設の利用定員の協議の手続)

第二十七条 法第三十一条第三項の規定による協議は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

- 一 当該確認に係る施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
- 二 当該確認に係る設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該確認に係る事業の開始の予定年月日
- 四 定めようとする法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分)にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用定員の数